

# 「高知県営業時間短縮要請協力金（第2期 まん延防止）」に関する よくあるお問い合わせ

令和4年2月14日現在

## 1 要請について

**Q 1 時短要請は何に基づくものか。**

A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び同法第31条の6第1項によるものです。

**Q 2 時短要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。**

A 要請に従わない場合、「立ち入り検査」や「命令」が可能となり、「命令」に従わない場合、20万円以下の過料が科される可能性があります。

**Q 3 時短要請の対象となる店舗は。**

A 「高知県営業時間短縮要請協力金（第2期 まん延防止）申請等要項」の【別表1】対象施設に記載されている業種で、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」等の必要な許認可等を受けて営業している店舗が対象です。

**Q 4 時短に協力しない日があっても、時短要請に協力したことになるのか。**

A 要請期間（2/12～3/6）の全ての日にご協力いただくことを協力金の要件にしています。

**Q 5 酒類の提供が午後8時までとは、具体的にどういった状態のことをいうのか。**

A ラストオーダーではなく、午後8時までにお客様着席のテーブル等へお酒を出した状態にあることをいいます。お酒のラストオーダーが午後8時までということではありませんのでご注意ください。

**Q 6 ワクチン・検査パッケージの適用はないのか。**

A ワクチン・検査パッケージの適用はありません。

**Q 7 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か。**

A 酒類を提供していない店舗も対象となります。

**Q 8 カラオケの利用自粛はしなくてよいのか。**

A 利用自粛までは求めていませんが、「利用者の密を避ける・こまめな換気を行う・マイク等の消毒を行う」など、基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

**Q 9 午後8時又は午後9時の営業時間以降に飲食物の提供をせず、引き続き店内にお客様がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになるのか。**

A 時短要請に応じたことになりません。要請は、午後8時又は午後9時までに閉店していただくことですので、結果的に午後8時又は午後9時以降に営業状態になっている場合は要請に応じているとはいえません。適切なラストオーダー時間の設定や、お客様への閉店時間の周知などをお願いします。

## 2 協力金について

**Q10 協力金はいくら受け取れるのか。**

A 次の表のとおりです。

		高知家あんしん会食推進の店認証店舗		非認証店舗
区分		A	B	C
営業時間		5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒類の提供		20時まで提供可	終日、提供停止	終日、提供停止
協力金	中小企業	2.5～7.5万円/日	3～10万円/日	3～10万円/日
	大企業 中小企業も 選択可	1日あたりの売上高の減少額×0.4（上限20万円） 〔営業時間5時～21時（酒類提供可）の場合〕 上限20万円又は1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額		

※要請期間中は、同一区分での全日協力が必須となります。ただし、要請期間中に認証を受けた店舗は、1回限り区分変更が可能です。

※認証店舗が、20時までの酒類提供や21時までの営業を要請期間中に1日でも行う場合は、「区分A」となります。

**Q11 県外の事業者が県内で店舗を運営している場合は支給対象となるか。**

A 県内の店舗が支給対象となります。

**Q12 協力金はどのような事業者が対象か。**

A 時短要請を行った日（令和4年2月10日）以前から飲食店営業許可をはじめ、必要な許認可等を取得の上、県内で飲食サービスを提供する店舗を運営している事業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

**Q13 複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか。**

A 複数の対象施設（飲食店等）を営業している場合は、全ての店舗で全日協力いただければ、店舗ごとに協力金を算定して支給します。

**Q14 もともとの営業時間が午前10時から午後8時までの店舗が、営業時間を短縮した場合や完全休業した場合に、協力金は支給されるか。**

A もともとの営業時間が、協力要請した時間帯内（午前5時～午後8時又は午後9時）のため、支給されません。

（通常の営業時間）による例

- ・（午前11時～午後9時）の店舗が、午後8時に閉店又は全日休業する場合⇒午後8時を越えて営業しようとしていた事業者のため、支給対象となります。
- ・（午前3時～午後2時）の店舗が午前5時までは休業し午前5時から開店又は全日休業する場合⇒通常は協力要請した時間帯である午前5時の2時間前から営業しているため、支給対象となります。
- ・（午後9時～午前3時）の店舗が全日休業する場合⇒通常は協力要請した時間帯を超えた営業のため、支給対象となります。

**Q15 営業時間の短縮ではなく終日休業した場合、協力金の対象となるか。**

A 従前より営業時間短縮要請の時間帯（午前5時から午後8時又は午後9時）を超えて営業をしている店舗が、終日休業した場合は要請に応じたことになり、対象となります。

**Q16 認定経営革新等支援機関等とはどういった機関を指すのか。**

A 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、税理士事務所、中小企業診断士事務所、商工会、商工会議所、金融機関（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、商工組合中央金庫）などになります。具体的には、中小企業庁ホームページでご確認ください。また、認定経営革新等支援機関以外は、次に掲げる機関となります。

- ・ 四国内の税理士、税理士法人（※）
- ・ 高知県内の公認会計士（※）
- ・ 高知県内の中小企業診断士（※）
- ・ 高知県内の行政書士、行政書士法人（※）
- ・ 土佐信用組合
- ・ 宿毛商銀信用組合
- ・ 信用組合広島商銀

（※）認定経営革新等支援機関の登録者以外を含む。

**Q17 各業界のガイドラインを守ることが条件になっているが、どのように対応すればいいか。**

A 各業界のガイドライン (<https://corona.go.jp/prevention>) に決められていることを逸脱せず、しっかり守っていただくことが重要です。

飲食等の場における感染の伝搬を防止するために、とりわけ

- ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底

等が重要です。

※併せて、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」もご参照ください。

〈高知家あんしん会食推進の店認証制度についてのお問い合わせ先〉

『高知家あんしん会食推進の店 認証制度運営事務局』

TEL088-856-7577 開設時間：（平日）午前9時～午後5時

**Q18 1日当たりの売上額はどのように算定すればいいのか。**

A 平成31年、令和2年又は令和3年の2月及び3月の売上高を、その期間の日数（59日又は60日）で除して、1日あたりの売上高を求めます。

なお、月ごとの売上の把握が困難な場合は、1年間の売上高を、その期間の日数（365日又は366日）で除して求めます。

また、時短要請期間と同日付の期間（2/12～3/6）の売上高で申請したい場合は、当該期間の売上高を、その期間の日数（23日）で除して求めます。

**Q19 協力金はいつ頃支給されるか。**

A 3月上旬以降、関係書類が整い内容が確認できた事業者から、順次振込先口座へ振り込み予定です。ただし、審査の結果、不支給となる場合もあります。

**Q20 期間の途中から「高知家あんしん会食推進の店認証店舗」となった場合、どうなるのか。**

A 認証店のステッカーを交付された日から、認証店として「区分A」への変更の選択が1回限り可能です。

変更した場合、変更前の期間は「区分C」の単価、変更後の期間は「区分A」の単価で協力金を算定します。

**Q21 認証店であって、もともとの営業時間が午前5時から午後9時までの店舗が、酒類提供を午後8時までとした場合、協力金は支給されるか。**

A 営業時間が短縮されていませんので、対象となりません。

ただし、営業時間を午後8時まで短縮し、併せて酒類の終日提供停止とした場合、対象となります。

**Q22 今回の「高知県営業時間短縮要請協力金」を申請し受給した場合、国の「事業復活支援金」の給付対象となるか。**

A 受給対象となり得ます。国によると、「事業復活支援金」の申請対象月に協力金を受給した場合は、協力金受給相当を、その月の事業収入に算入した上で、「事業復活支援金」の給付要件を満たす時は、給付対象となるということです。

詳細は、「事業復活支援金」の相談窓口にお問い合わせください。

◆事業復活支援金

[電話] 0120-789-140

[HP] <https://jigyou-fukkatsu.go.jp>

**Q23 時短要請に協力している店舗はどのように確認するのか。**

A 昨年の8月・9月の要請のときと同じく、時短要請に応じていただいているかについて、協力金申請事業者の状況確認を行います。